# 清涼飲料水等 自動販売機設置事業者 募集要領

令和6年12月 社会福祉法人北九州市福祉事業団 社会福祉法人北九州市福祉事業団(以下「事業団」)が設置する清涼飲料水等自動販売機(以下「自販機」)について、以下の募集要領(以下「要領」)により入札会を実施しますので、募集に応募される清涼飲料水等自動販売機設置事業者(以下「事業者」)の方は要領をご承知の上、入札会に参加してください。

## 1 入札参加の資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は市内に居住する個人に限り入札に参加することができる。

- (1)個人の場合は、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者で ないこと。
- (2) 自販機の設置業務(自らが管理・運営するものに限る。)について、3年以上の実績を有している者であること。
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること(該当についてのみ)。
- (4) 国税及び北九州市税の未納がないこと。
- (5)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)または暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6)公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (7) 北九州市が実施した自動販売機設置事業者の募集において、事業者決定後に使用許可後若しくは賃貸借契約後、正当な理由なく辞退し、又は使用許可を取り消され若しくは賃貸借契約を解除され、又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

## 2 入札対象物件

物件 番号	施設名	所在地	台数	販売 手数料	最低 貸付料 (月額)
1	北九州市立総合療育センター	北九州市小倉南区 春ケ丘 10-4	1	15%以上	960 円
2	北九州市立総合療育センター	北九州市小倉南区 春ケ丘 10-4	1	15%以上	960 円
3	北九州市立総合療育センター 西部分所	北九州市八幡西区 若葉 1-8-1	1	15%以上	960 円
4	北九州市障害者スポーツセンター	北九州市小倉北区 三郎丸 3-4-1	1	15%以上	960 円

5	北九州市障害者スポーツセンター	北九州市小倉北区 三郎丸 3-4-1	1	15%以上	960 円
6	北九州市障害者スポーツセンター	北九州市小倉北区 三郎丸 3-4-1	1	15%以上	960 円

44.71				
物件 番号	設置場所	備 考(仕様等)		
1 • 2	総合療育センター 1階待合コーナー	物件番号1 ・自動販売機寸法		
		幅 1,200 mm×奥行 800 mm以内 ・ユニバーサルデザインの機種 ・販売品目:缶、ペットボトル 物件番号 2 ・自動販売機寸法 幅 700 mm×奥行 800 mm以内 ・販売品目:ブリック(紙パック)		
3	西部分所 外来待合ホール	物件番号3 ・自動販売機寸法 幅 1,200 mm×奥行 800 mm以内 ・ユニバーサルデザインの機種 ・販売品目:缶、ペットボトル		
4 . 5	障害者スポーツセンター 1階ロビー	<ul> <li>物件番号4</li> <li>・自動販売機寸法</li> <li>幅 1,200 mm×奥行 800 mm以内</li> <li>・ユニバーサルデザインの機種</li> <li>・販売品目: 缶、ペットボトル</li> <li>物件番号5</li> <li>・自動販売機寸法</li> <li>幅 1,200 mm×奥行 800 mm以内</li> <li>・ユニバーサルデザインの機種</li> <li>・販売品目: 缶、ペットボトル</li> </ul>		

障害者スポーツセンター 2階ロビー

6



#### 物件番号6

- · 自動販売機寸法 幅 1,200 mm×與行 800 mm以内
- ユニバーサルデザインの機種
- ・販売品目:缶、ペットボトル

# 3 事業者の選定

- ・入札により事業者を選定する。
- ・入札は自販機1台毎に行う。
- ・選定方法は販売手数料が最も高い値で入札した事業者とする。
- ・詳細は入札参加申込受付時に「入札の心得」を配布する。

# 4 契約の期間

- 令和7年4月1日~令和8年3月31日
- ・3年を超えない範囲で自動更新できる。(令和10年3月31日まで)
- ・更新しない場合は、契約期間終了の3ヶ月前までに連絡すること。

## 5 入札の条件

#### (1) 販売手数料

- ・自販機1台毎に販売手数料を設定する。
- ・詳細は「2 入札対象物件」を参照。

## (2) 電気料金の負担

- ・電気料金については、使用量に応じた額とし、事業者の負担とする。
- ・請求及び支払い等事務処理については、事業者に別途説明する。

## (3)貸付料

・販売手数料とは別に、事業団が設定する最低貸付料を毎月支払う。

#### (4) 自販機の設置及び撤去費用

・自販機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は事業者の負担とする。

#### 6 設置及び使用上の制限

- (1) 設置契約を遵守し、貸付料、販売手数料及び電気料金を確実に支払う。
- (2) 1の(3)にかかる許認可等は、契約期間中、継続的に効力を有する。
- (3) 自販機の大きさは、入札物件の指定範囲内に設置できるものとする。

- (4) 自販機の設置にあたっては、据付面を十分に確認した上で、転倒防止器具の 取り付け等安全対策を講じる。
- (5)設置する自販機は、販売・管理する事業者の会社名又は管理者名、連絡先を必ず明記する。
- (6) 自販機を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- (7) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、施設管理者の指示に 従う。また、販売品の搬入時、販売時に施設利用者の支障とならないよう対策 を講じる。
- (8) 販売品目は、清涼飲料水、乳酸飲料及び乳飲料とする。また、缶又はペットボトル又はブリックなど密閉式の容器とする。
- (9) 酒類・タバコの販売は行わない。

## 7 事務作業

## (1) 作業スケジュール

・入札の結果、現行自販機と入れ替えを行う事業者は、作業スケジュールについて設置施設と確認のうえ、事業団事業課と調整する。

## (2) 契約事務

- ・設置契約の事務手続は、事業団事業課が行う。
- ・設置契約書様式は、入札参加申込受付時に事業団が配布する。
- ・設置契約書の交付は、入札会終了後、速やかに行う。

## (3) 販売手数料及び貸付料

- ・販売手数料の算定は月単位で行う。
- ・算定した販売手数料の明細は、毎月、設置施設等へ通知する。
- ・算定した販売手数料及び貸付料は、算定月の翌月までに入金する。
- ・入金は銀行振込とし、振込口座は設置施設の指定口座とする。
- ・振込手数料は、事業者の負担とする。

#### (4) 電気料金

- ・検針用子メーターの設置費用は事業者が負担する。
- ・電気料金は、販売手数料の入金にあわせて、設置施設に支払う。
- ・電気の「使用量分」は、以下のとおり取り扱う。
  - □事業者は設置施設担当者立会いのもとで検針する。
  - □設置施設と電力会社の電気供給契約に基づく単価を用いる。
  - □検針による使用量及び契約単価を用いて算定する。

#### (5) その他

・指定管理の終了日が判明次第、事業団は事業者に連絡する。

#### 8 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自販機の維持管理については、事業者が行う。
- (2) 常に商品の賞味期限に注意するとともに、売切れ商品がないよう努める。
- (3) バラエティに富んだ商品を販売するよう努め、複数の自販機を設置することとなった場合は、特に、商品の重複等を考慮する。
- (4) 設置施設が入所施設の場合、販売品目は入所者の健康維持に配慮する。
- (5) 原則として、自販機1台に1個の回収ボックスを設置するとともに、事業者 の責任で適切に回収・処分する。
- (6) 自販機が他社と併設になる場合、関係者間で回収方法を協議し、責任を明確 にした上で、適切に回収・処分する。
- (7) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに従業員への周知徹底を図る。
- (8) 自販機の故障、問い合せ並びに苦情については、事業者の責任において対応する。
- (9) 契約終了に伴い事業者が変更となる場合は、利用者の迷惑とならないように 引継ぎに協力する。

## 9 損害賠償

- (1)事業者は、事業団または第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任に よりその損害を賠償しなければならない。
- (2) 設置施設内の漏水事故、維持管理等に関する工事、施設改修工事等により事業者に損害が生じた場合、事業団は一切の損害賠償を負わない。 なお、工事・作業内容によって自販機を一時撤去、移設する場合においても、同様とする。
- (3) 自販機の販売停止を伴う事故等が発生した場合、事業団は一切の損害賠償を負わない。

#### 10 事業者決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なくして、指定期日までに設置契約の手続に応じなかった場合
- (2) 事業者が入札参加資格を失った場合及び入札参加資格のないことが後に判明 した場合
- (3) その他、事業者が設置契約の相手方として不適当と認められる場合

#### 11 その他

設置契約の手続に関する一切の費用については、事業者の負担とする。

#### 12 参加申込手続き

(1) 募集要領、入札参加申込書の配布

令和6年12月18日(水)~令和7年1月8日(水) 午前8時30分から午後5時まで(土日祝は配布を行いません) ホームページからのダウンロードも可能です。

(2) 申込受付期間

令和6年12月19日(木)~令和7年1月10日(金) 午前8時30分から午後5時まで

(3) 申込受付場所

北九州市八幡東区中央二丁目1番1号 社会福祉法人北九州市福祉事業団 事務局事業課事業係

(4) 申込に必要な書類

入札参加申込書(事業団所定様式)

(5) 申込の手続き

受付期間内に、入札参加申込書を直接持参するか郵送してください。 (電話、ファックス、メールによる受付は行いません。)

(6) 入札書類の配布

申込受付の際、次の書類を配布します。

※郵送で申込をされた場合は、入札書類一式を郵送しますので、返信用封 筒を同封してください。

- ア 入札会開催通知
- イ 入札心得
- ウ 委任状
- エ 入札書(6枚)
- 才 契約書(案)

## (7)注意事項

提出した一切の書類の書き換え、引き替えをすることができません。又、 提出された書類に不足不備が判明した場合でも事業団から補正・修正等の必 要性を連絡することはありませんので、各応募者で十分確認してください。

(8) 募集要領、入札書類についての質問

令和6年12月19日(木)~令和7年1月10日(金)午後3時までにファックスで質問を提出してください。

令和7年1月15日(水)午後5時までに入札参加申込者全員に回答をいた します。

#### 13 入札会の開催

(1) 日時

令和7年1月22日(水)午後1時30分

# (2) 場所

北九州市八幡東区中央二丁目1番1号 レインボープラザ 8階 A会議室

- (3) 提出書類等(当日持参するもの)
  - ア 入札書 (事業団所定様式)
  - イ 委任状 (代理人により応募しようとする場合)
  - ウ 印鑑(代理人出席の場合、代理人の印鑑)
  - エ 申込時に配布した契約書(案)

# 【募集に関する問い合わせ先】

社会福祉法人北九州市福祉事業団 事務局事業課事業係 北九州市八幡東区中央二丁目1番1号

担当:菱田、小田

TEL (093) 682-0001 FAX (093) 682-0006